

令和 7 年度 臨時的任用職員（一般行政事務）募集要項

職 務 内 容	県の一般行政職員として臨時的に雇用するものであり、鹿児島県庁行政庁舎 7 階の統計課において以下の事務を担当していただきます。 ・統計調査員確保対策事業等（安全対策含む）に関すること ・地方統計職員業務研修及び市町村統計主管課長会議に関すること ・叙勲、褒章、表彰（統計協会を除く）に関すること ・会議等に関すること（国会議、ブロック会議、連絡協議会ほか） ・県民手帳・統計年鑑の契約に関すること ・自主検査、監査及び検査に関すること ・委託料・使用料に関すること ・国勢調査実施本部（総務班）に関すること
募 集 人 員	1 人
募 集 対 象	以下の条件を満たしている方 パソコンの文書作成ソフト（ワード）及び表計算ソフト（エクセル）を操作可能な方 地方公務員法第22条の 3 に規定する臨時的任用職員（公務員）として採用します。 ただし、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 3 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 4 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
勤 務 時 間	1 勤務日数 原則として、土日・祝日を除く、月曜日から金曜日 ※週休二日制 2 勤務時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（正午から午後 1 時まで休憩時間） ※ 所属長が業務上必要と認めた場合には、超過勤務を命じ、時間外勤務が生じることがあります。 3 休暇 年次有給休暇、特別休暇
勤 務 地	鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県 総合政策部 統計課
任 用 期 間	令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
報 酬 支 払 日	原則として毎月21日
報 酬 等	1 給与 給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例に基づき支給されます。 基準となる給与月額「184,400円」で、職務経験等に応じて加算される場合があります。 2 諸手当 時間外勤務手当、休日給を支給します。 通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当については、それぞれの支給要件に応じて支給します。

退職金制度	無
加入保険等	・ 社会保険（健康保険：地方公務員共済組合，年金：厚生年金加入） ・ 雇用保険は適用されません。 ・ 災害補償制度の適用あり
住 宅	無
応募方法	・ 市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記）を下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和7年10月29日（水）午後3時まで） ・ 書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。 ・ 応募期間にかかわらず，採用者が決定次第，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。 ・ 選考の経過などについての問合せには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。
そ の 他	・ いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。

書類提出先及び問合せ先
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総合政策部統計課
担当 桑田
TEL 099-286-2473